

交企甲達第10号
令和5年4月3日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

遠隔操作による通行の届出等に関する事務取扱要領の制定について

みだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が令和5年4月1日に施行され、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する規定が整備されることに伴い、別添のとおり「遠隔操作による通行の届出等に関する事務取扱要領」を制定することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

遠隔操作による通行の届出等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年制令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び遠隔操作による通行の届出に関する事務取扱規程（令和5年福井県公安委員会規程第11号。以下「規程」という。）に基づき、遠隔操作による通行の届出等について必要な事項を定め、その取扱の斉一を図ることを目的とする。

第2 相談の受理

法第15条の3の規定による遠隔操作による通行の届出（以下「届出」という。）に係る相談を受理したときは、原則として、福井県警察安全相談業務に関する訓令（平成13年福井県警察本部訓令第39号）に基づき、当該相談の情報を警察安全相談管理システムに登録するとともに、交通企画課に参考通報すること。

第3 届出の受理

1 届出

遠隔操作による通行する場所を管轄する警察署長（以下「通行場所管轄警察署長」という。）が届出をしようとする者（以下「届出者」という。）から、規則第5条の4に定める遠隔操作型小型車使用届出書（規則別記様式第1の3の4。以下「届出書」という。）の提出を受けて行うこととする。

届出は、遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始しようとする日の1週間前までに行わなければならないことを、届出者に教示すること。

2 形式的要件

届出の形式的要件は、届出の形式的要件一覧表（別表）のとおりとする。

3 届出書の補正

届出を受理した後、届出書の不備が判明し、補正を求める場合においては、補正書（別記様式第1号）によること。

なお、補正は、誤りのあった部分について正誤を明らかにする方法又はそれ自体を差し替える方法のいずれでも差し支えないものとする。

第4 変更の届出の受理

1 変更の届出

第3の1を準用する。

2 形式的要件

第3の2を準用する。

3 届出書の補正

第3の3を準用する。

第5 届出番号等の通知等

1 届出番号の受理等

警察署長は、届出及び変更届出（以下「届出等」という。）を受理した場合において、

遠隔操作型小型車使用届出書の受付チェック表（別記様式第2号）を基に確認し、その届出等の内容に誤りが無ければ、交通企画課長から届出番号の交付を受けること。この場合において、交通企画課長は、届出番号を届出番号等管理簿（別記様式第3号）により一連番号を付与すること。

2 届出番号の通知

警察署長は、交通企画課長から付与された届出番号を届出番号通知書（別記様式第4号）により届出者に通知すること。また、通知の際には届出者に対して当該届出番号は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならないことを確実に説明すること。

第6 報告等の求め及び立入検査

1 報告等の求め及び立入検査の実施主体

報告等の求め及び立入検査は、原則として、通行場所管轄警察署長が行うこととする。ただし、事務所が通行場所管轄警察署の管轄区域外に所在し、かつ通行場所管轄警察署長による立入検査の実施が事務の実施に支障がある又は支障があるおそれがあるときは、当該事務所の所在地を管轄する警察署長（以下「事務所管轄警察署長」という。）に対して、当該事務所への立入検査の実施を依頼することができる。この場合において、通行場所管轄警察署長は、あらかじめ交通企画課長に連絡した上で、使用者の氏名、住所、立入検査を実施すべき事務所の所在地、立入検査を実施すべき理由、立入検査で明らかにすべき事項等を記載した立入検査実施依頼書（別記様式第5号）に届出書及び添付書類の写しを添付して事務所管轄警察署長に送付することにより依頼すること。

事務所管轄警察署長は、通行場所管轄警察署長の依頼により立入検査を実施した場合には、使用者の氏名、住所、立入検査を実施した事務所の所在地、実施理由、実施結果等を記載した立入検査実施結果通知書（別記様式第6号）を送付することにより、当該、通行場所管轄警察署長に結果を通知すること。

2 公安委員会への結果の通知

通行場所管轄警察署長は、使用者に対する報告等の求め又は立入検査を実施した場合（事務所管轄警察署長に立入検査を実施させる場合を含む。）において、立入検査について立入検査実施結果通知書を、報告等の求めについて使用者の氏名、住所、実施理由、実施結果等を記載した報告等の求め実施結果通知書（別記様式第7号）を、交通企画課を経由し、公安委員会に送付することにより、結果を通知すること。

3 留意事項

- (1) 報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、文書又は口頭により行うこと。
- (2) 法の施行に必要な最小限度の範囲内で行うこと。
- (3) 報告等で目的が達成できるときは、これによること。
- (4) 立入検査を実施するときは、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示すること。

第7 不利益処分

1 不利益処分対象事案の報告

警察署長は、法第15条の6に規定する指示事由に該当する事案を認知したときは、不利益処分対象事案報告書（別記様式第8号）により、交通企画課を経由し、公安委員会に報告するものとする。

2 不利益処分の命令

(1) 通行場所管轄警察署長は、規程別表2に掲げる事案を認知したときは、不利益処分対象事案報告書により、交通企画課を経由し、公安委員会に報告するものとする。

(2) 指示書の送付

交通企画課長は、公安委員会が使用者に対する指示をしようとするときは、規程に定める遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（規程別記様式第1号。以下「指示書」という。）を作成し、警察署長に送付するものとする。

(3) 指示書の交付

警察署長は、指示書の送付を受けたときは、供覧に付した後、不利益処分の対象となる届出者（以下「被処分者」という。）に対し、速やかに当該指示書を交付すること。

なお、指示書を交付したときは、被処分者から、不利益処分命令書受領書（別記様式第9号）の提出を受けるとともに、その旨を交通企画課長に連絡すること。

(4) 不利益処分の記録等

交通企画課長は、被処分者に不利益処分をしたときは、処分記録簿（別記様式第10号）に必要事項を記載すること。

第8 関係書類の保存期間

- 1 遠隔操作型小型車使用届出書 暦年で5年間
- 2 届出番号等管理簿 暦年で5年間
- 3 不利益処分に係る書類 暦年で5年間

別表

届出の形式的要件一覧表

届出書	通数	添付書類
届出書	1	規則別記様式第1の3の4に規定する書類
届出者に係る住民票の写し または登記事項証明書	1	個人の場合 住民票 法人の場合 登記事項証明書及びその代表 者の住民票の写し
遠隔操作型小型車の仕様を 示す書面	1	規則第5条の4第4号に規定する書類
遠隔操作型小型車を遠隔操 作により通行させようとする 場所の付近の見取図	1	

様式省略